

あなたのご意見をお聴かせください！

～ 平成23年度「国土交通行政インターネットモニター」を募集します ～

国土交通省では、平成23年度の「国土交通行政インターネットモニター」を募集します。この制度は、インターネットを通じて国土交通行政に関するアンケートなどに答えていただくほか、意見などをお聴きするもので、平成16年度から実施しています。

東北地区で110名募集しており、国内に居住している20歳以上でインターネットを利用できる方から意見をいただくこととしています。国土交通行政インターネットモニターホームページで、5月1日(日)～5月31日(火)まで応募を受け付けています。

◆募集内容

- 募集人員 東北六県で110名(定員を上回る場合は選考により決定)
- 募集期間 平成23年5月1日(日)～
平成23年5月31日(火)まで
- 応募方法 下記ホームページからご応募下さい
国土交通行政インターネットモニターホームページ
<https://www.monitor.mlit.go.jp/>
- モニターの期間 委嘱の日から平成24年3月31日まで

その他、応募に関する詳細については、別添国土交通省記者発表資料をご覧ください。

〈発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会〉

※国土交通本省でも同時発表しております。

問い合わせ先 国土交通省 東北地方整備局 TEL 022-225-2171(代表)
広報広聴対策官 稲村 行彦
総務部 総務課 建設専門官 佐々木 洋一

国土交通省 東北運輸局 TEL 022-791-7504
総務部 広報対策官 島田 順一

同時配布：国土交通省
各地方支分部局

平成23年4月25日

あなたのご意見をお聴かせください！

～平成23年度「国土交通行政インターネットモニター」を募集します～

国土交通省は、皆さまから広くご意見お聴きして、国土交通行政に反映させることを目的として『国土交通行政インターネットモニター』を募集します。

1. 募集者数

全国で1,200名。お住まいの地域毎に募集者数を設定しています。

2. 募集期間

平成23年5月1日（日）～平成23年5月31日（火）

3. 応募方法

「国土交通行政インターネットモニターページ」からご応募ください。
(<https://www.monitor.mlit.go.jp/>)

4. 応募資格

日本国内に居住する20歳以上(平成23年4月1日現在)の方で、インターネットを容易に利用でき、国土交通行政に対する高い関心と熱意を有する方とします。

ただし、国会・地方議会の議員、国土交通行政に従事する常勤の公務員、国土交通省所管の独立行政法人等の役職員及びその同居の親族は除きます。

5. モニターの仕事

①国土交通省が提示する「アンケート調査」に回答していただきます。
(国土交通省が提示する「課題」に対して意見書をご提出いただく場合もあります。)

②国土交通行政に対するご意見・ご要望を「随時意見」として提出することができます。

6. モニターの期間

委嘱の日から平成24年3月31日まで。

※ 詳細は、別添の平成23年度「国土交通行政インターネットモニター」募集要領のとおりです。

| | |
|--------------------|-------------------|
| 問い合わせ先 | 03-5253-8111 (代表) |
| | 03-5253-8187 (直通) |
| 大臣官房広報課情報公開室 | 課長補佐 渡辺 |
| | 広聴第一係長 海野 |
| (内線 21-572・21-574) | |

平成23年度「国土交通行政インターネットモニター」募集要領

国土交通省は、平成23年度「国土交通行政インターネットモニター」を下記のとおり募集します。多くの皆様からのご応募をお待ちしています。

記

1. 募集者数

全国で1,200名

※ お住まいの地域毎に募集者数を設定しています。
地域毎の募集者数は「別表1」のとおり。

2. 募集期間

平成23年5月1日（日）から平成23年5月31日（火）まで。

3. 応募方法

国土交通行政インターネットモニターページ（<https://www.monitor.mlit.go.jp/>）にアクセスして、「モニター募集案内へ」をクリックして下さい。

「応募申込フォーム」に氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、応募の抱負など必要事項を入力の上、5月31日までに応募（送信）してください。

※ ご応募いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律に従い適正に取り扱います。

4. 応募資格

日本国内に居住する20歳以上（平成23年4月1日現在）の方で、インターネットを容易に利用でき、国土交通行政に対する高い関心と熱意を有する方とします。

（ただし次の①～④に掲げる方は除きます）

- ① 国会議員及び地方議会の議員
- ② 国土交通行政に従事する常勤の国家公務員及び地方公務員
- ③ 国土交通省所管の独立行政法人、特殊法人及び地方共同法人の役職員
- ④ ①～③に掲げる方の同居の親族

5. モニターの選考・委嘱

(1) 選考結果は、平成23年8月下旬までに内定者に直接メールでお知らせ致します。

選考に漏れた方にはお知らせ致しませんので、あらかじめご了承ください。

(2) モニターの委嘱は「（別表2）モニターとしてお守りいただく事項」に同意し、承諾書を提出された方に委嘱通知を交付して行います。

委嘱期間は、委嘱の日から平成24年3月31日までです。

(3) モニターは、お住まいの地域を管轄するブロックに所属します。

委嘱後にブロック外に転居された場合でも、引き続き転居前のブロックでモニター活動を行っていただくことになります。

6. モニターの仕事

モニターにはインターネットを通じて、次のことを行っていただきます。

① 「国土交通省が提示するアンケート調査に対して回答していただきます。

（国土交通省が提示する課題に対して意見書をご提出いただく場合もあります。）

② 上記①以外に、国土交通行政に関するご意見（「随時意見」）を提出していただくことができます。

7. モニターへの謝金

モニターに対して、アンケート調査・課題の回答の実績に応じて年間4,000円を上限に謝金をお支払いします。但し随時意見は謝金の対象に含みません。

8. 個人情報の取り扱い

国土交通行政インターネットモニターへの応募やモニターとしての活動を通じて、ご提供いただいた個人情報については、国土交通行政インターネットモニター制度に必要な範囲内でのみ利用します。また、その管理や利用にあたっては個人情報の保護に関する法律に従い取り扱いには細心の注意を払います。

9. お問い合わせ先

国土交通行政インターネットモニターについてのお問い合わせは、国土交通省大臣官房広報課広聴第一係(03-5253-8111(代表) 21-574(内線) E-mail : kocho-1@mlit.go.jp)までご照会ください。

～皆様からのご応募を心よりお待ちしております。～

(別表1)「ブロック区分と募集者数」

| ブロック | 対象地域（都道府県） | 募集者数 |
|------|--------------------------------------|--------|
| 北海道 | 北海道 | 90名 |
| 東北 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 | 110名 |
| 関東 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 | 291名 |
| 北陸 | 新潟県、富山県、石川県 | 85名 |
| 中部 | 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 | 136名 |
| 近畿 | 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 | 171名 |
| 中国 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 | 100名 |
| 四国 | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 | 82名 |
| 九州 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 | 135名 |
| 計 | | 1,200名 |

(別表2)「モニターとしてお守りいただく事項」

1. 「モニター心得」として次のことをお守りください。

- ① 資格の除外事項に該当した場合や承諾書の内容に異動があった場合は速やかに届け出ること。
- ② 自己のID及びこれに対応するパスワードを他のモニター又は第三者に通知しないこと。
- ③ 他のモニターのID及びこれに対応するパスワードを使用しないこと。
- ④ 上記②③に違反したことにより他のモニター又は第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもって処理解決すること。
- ⑤ 他のモニターが上記②～③に違反したことにより損害を被った場合においては、当該モニターに対して直接その旨を通知するとともに、その結果紛争が生じた場合には自己の責任と費用をもって処理解決すること。
- ⑥ 上記①～⑤に違反したことにより国に損害を与えた場合には、自己の責任と費用をもって損害を賠償すること。

2. 上記1に違反した場合及びその他の事由によりモニターとして引き続き委嘱することが適当でないと認めた場合は、委嘱を取り消されることがあります。